

別表3 検査項目及び検査回数（水質管理目標設定項目：岡山浄水場系、津山第一浄水場系、津山第二浄水場系、総社浄水場系）

項目	目標値 (mg/l)	独自に定める検査回数(回/年)				設定理由等	
		浄水場		供給地点			
		原水	浄水	末端	末端以外		
目 1	アンチモン及びその化合物	0.015	1	1	-	-	
目 2	ウラン及びその化合物	0.002(暫定)	1	1	-	-	
目 3	ニッケル及びその化合物	0.01(暫定)	1	1	-	-	
目 4	亜硝酸態窒素	0.05(暫定)	1	1	-	-	
目 5	1, 2-ジクロロエタン	0.004	1	1	-	-	
目 6	(削除により欠番)						
目 7	(削除により欠番)						
目 8	トルエン	0.2	1	1	-	-	
目 9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1	1	1	-	-	
目 10	亜塩素酸	0.6	-	-	-	-	消毒剤12未使用のため検査しない
目 11	(削除により欠番)						
目 12	二酸化塩素	0.6	-	-	-	-	消毒剤12未使用のため検査しない
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)	-	2(※4)	2(※4)	-	消毒副生成物につき原水では行わない
目 14	抱水クロラール	0.02(暫定)	-	2(※4)	2(※4)	-	
目 15	農薬類	1(※1)	(※2)	(※2)	-	-	
目 16	残留塩素	1	-	1	-	-	消毒剤につき原水では行わない
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	1(※3)	1(※3)	(※3)	(※3)	
目 18	マンガン及びその化合物	0.01	1(※3)	1(※3)	(※3)	(※3)	
目 19	遊離炭酸	20	1	1	-	-	
目 20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3	1	1	-	-	
目 21	メチルセブチルエーテル	0.02	1	1	-	-	
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	1	1	-	-	
目 23	臭気強度(TON)	3	1	1	-	-	
目 24	蒸発残留物	30-200	1(※3)	1(※3)	(※3)	(※3)	
目 25	濁度	1度	1(※3)	1(※3)	(※3)	(※3)	
目 26	pH値	7.5	1(※3)	1(※3)	(※3)	(※3)	
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	1	1	-	-	
目 28	従属栄養細菌	2000/ml	-	2(※5)	2(※5)	1(※6)	
目 29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1	1	-	-	
目 30	アルミニウム及びその化合物	0.1	1(※3)	1(※3)	(※3)	(※3)	

※1：検出値と目標値との比の総和

※2：流域における農薬使用状況(防除歴)や過去の検査結果などに基づいて検査項目を決定し、検査態勢の整った項目から行う。  
このとき、検査時期はその農薬が使用される時期とし、一斉分析が可能な項目についてもあわせて検査を行う。

※3：水質基準項目と重複する。別途、水質基準項目として定める頻度で検査を行う。

※4：浄水場で目標項目全般の検査を行う時期及び水温等諸条件により成長が助長される恐れがある時期に(あわせて、1年に2回の頻度で)行う。

※5：目標表13、14を行う時期にあわせて行う。

※6：細菌の活動が活発になる夏場に各浄水場システムの毎月検査にあわせ、1年に1回行う。

別表4 検査項目及び検査回数

(クリプトスポリジウム等原虫類及び指標菌：岡山浄水場系、津山第一浄水場系、津山第二浄水場系、総社浄水場系)

項目		独自に定める検査回数(回/年)				設定理由等
		浄水場		供給地点		
		原水	浄水	末端	末端以外	
	クリプトスポリジウム等原虫類	1	1	-	-	安全確認のため
	大腸菌MPN(クリプト指標菌)	1	-	-	-	汚染のおそれに関する定量的データの収集のため
	嫌気性芽胞菌(クリプト指標菌)	1	-	-	-	汚染のおそれに関する定量的データの収集のため

別表5 検査項目及び検査回数(その他の項目：岡山浄水場系、津山第一浄水場系、津山第二浄水場系、総社浄水場系)

項目		独自に定める検査回数(回/年)				設定理由等
		浄水場		供給地点		
		原水	浄水	末端	末端以外	
	アンモニア態窒素	12	-	-	-	浄水処理の工程管理のため